

新型コロナウイルス感染症が流行していますが、重症化予防・早期治療の必要性から、いち早くお知らせすべきと判断し、本通知を送付させていただきました。

## 呼吸器系疾患に関するお知らせ

東京土建では、労働組合・国保組合が連携して、じん肺・アスベスト肺（石綿肺）<sup>せきめんはい</sup>対策にとりくんでいます。お仕事が原因で病気になった場合は、労働災害として医療費や休業補償が給付されます。

職業病専門医が診療報酬明細書（レセプト）<sup>しんりょうほうしゅうめいさいしよ</sup>※や年齢、職種を確認した結果アスベストなどの粉じんが原因で病気になった可能性があります。

労災補償<sup>ほしよ</sup>を受けられる可能性があります。  
いますぐ、ご所属の支部までご連絡のうえ  
職業病専門医（別紙）へご相談ください。

※医療機関から国保組合へ届く書類です。どんな病気を治療しているのかなどが書かれています。

### <受けられる労災補償の例>

#### 1. 医療費

対象の病気に対する治療費が原則無料になります。



#### 2. 生活費

対象の病気が原因で働くことができない場合、休業補償を受けられます。



#### 3. ご遺族へ

対象の病気が原因でお亡くなりになった方のご遺族へ給付金などの補償があります。



### <お問い合わせ先>

- ① ご所属の支部の労災担当者
  - ② 東京土建一般労働組合 労働対策部 電話 03 (5332) 3971
- ★ご所属の支部や国保組合から、このお手紙についてや現在のご体調をうかがうために電話をさせていただく場合がございます。ご了承ください。